

第4章 整備実施計画（1）

－各エリアの全体実施計画－

本章では、各エリアにおける保存のための管理、復旧、環境基盤の整備、遺跡の表現、管理・運営及び公開・活用に関わる施設の設置、に関する具体的な内容を示す。なお、遺構及び遺物の復旧（保存処理）は、当史跡の整備を考える際の最重要課題であることから、本章では実施内容に軽く触れる程度とし、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に詳しい計画内容を掲載する。

施設配置計画は図3-3、園路配置計画は図3-4に示した。また、整備計画の全体平面図及びエリアの拡大平面図は本章末に一括して掲載する。

1. 歴史空間ゾーン「A：切通」

1-1 A-1：第1切通エリア

（1）エリアの概要

第1切通とその北側に続く尾根道からなるエリア。

本質的価値を構成する要素の一つである第1切通を内包し、切通の雰囲気をも最もよく残すエリアである。

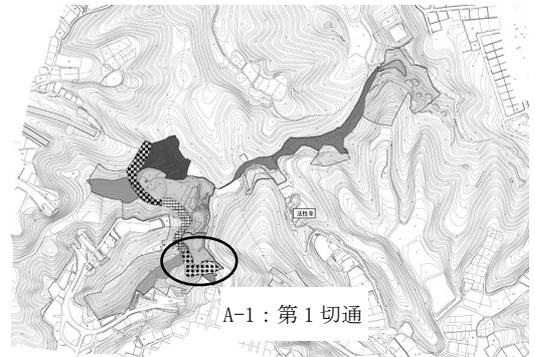


図4-1 A-1エリア位置図

表4-1 A-1エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主な要素	整備の対象となる遺構
歴史空間ゾーン A区 切通	A-1： 第1切通	①歴史的な人為的地形 （切通道、やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	地上一切通、やぐら 地下－該当なし

（2）エリアの現状

第1切通では、かねてより崖面崩落の危険性が指摘されていたため、平成13年度より崩落対策のための調査、解析、検討、設計が進められ、平成15～16年度にグラウト工、亀裂充填工、ロックボルト工、柵式補強工、強化撥水処理工、樹木伐採工を実施し、保存工事が終了した（工事の詳細については、逗子市教育委員会2007「国指定史跡名越切通崩落対策工事報告書」参照）。工事の終了に伴い、平成17年4月より自由通行が可能となっている。

なお、工事の際に北側崖面の地上8mの位置にやぐらが確認されており、当該箇所については本来現道よりも高い位置に中世の道面があったものが大規模に掘り下げられたと考えられる（現在確認されている道面は近世後期のもの）。平成18年度に南側崖面上に設置されたビューポイントからは、このやぐらを間近で見ることや切通を上から見おろすことができる。

第1切通の狭小部を抜けると尾根道になり、東側にはまんだら堂やぐら群（C群）が広がり、西側には小坪階段口方面へ下りる階段が位置する。



写真4-1 第1切通



写真4-2 第1切通南側崖面上のビューポイント

（3）整備のコンセプト

第1切通は、狭い切通道（古道）の雰囲気を感じられるよう、遺構を保存し、かつ通行の安全を確保する。第1切通の対策工事後のモニタリング、追加工事を実施する。

（4）整備の具体的な内容

第1切通エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 第1切通には、遺構であることを明示するための銘板（名称板）と保存と安全を喚起するための注意札を設置する。銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする（詳細は、「4 遺跡の表現整備」参照）。（⇒体系分類 1-1-1）
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（文化財保護委員会規則第七号）により、石造又はコンクリート造の13cm角の四角柱とし、地表からの高さは30cm以上とすることが定められている。（⇒体系分類 1-1-1）
- 第1切通において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2) 復旧

- 第1切通では、遺構の劣化及び風化の進行を防止又は抑制するために必要な、保存処理工事を平成15、16年度に実施した。今後は、強化撥水処理等の追加工事を実施する。保存処理の詳細については、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）
- 第1切通では、遺構に悪影響を与えている樹木の伐採は、既に実施済みである。今後は経過を観察し、必要に応じて追加で伐採を行う。既に伐採した樹木は、枯死した後に根の除去工事を実施する。（⇒体系分類 2-1-2）

3) 環境基盤整備

- 第1切通北側の尾根道には、通行者の対面通行を容易にするため、小規模な広場（滞留スポット）を盛土により造成する。（⇒体系分類 3-1-1）
- 第1切通エリアは、切通道の雰囲気を体感できるよう、現道を活かした整備を行うが、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所には、通行者の歩行の安全性と快適性を確保するため、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を実施する。（⇒体系分類 3-1-2）
- 切通の景観を損なわないよう、悪影響を与えている樹木の間伐や枝払い、下草の定期的な草刈りを行う。（⇒体系分類 3-2-1）



写真 4-3 小坪階段口と切通路の合流地点



写真 4-4 C群やぐら脇の小規模な平場

4) 遺跡の表現整備

- 地上に表出している切通道は、露出展示を行う。（⇒体系分類 4-2-1）
- 切通道は、開鑿され続けて現在の形状となっているため、現在の岩盤面が最も新しい時期の路面であり、それ以前の遺構は埋蔵されていない。そのため、地下遺構の表現整備は行わない。
- 来訪者の理解を助けるため、第1切通、展望台、南側の滞留スポットに、遺構について解説する説明板を設置する。説明板は、遺構等を眺める際、視界を遮らないよう、上から覗く形のものも検討する。また、史跡の景観にふさわしい意匠とする。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 園路は、既存の通行路（切通道）を活かし、通行者の安全性を確保するための整地及び転落防止柵の設置等の補修を行う。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 小坪階段口からの合流点には、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標を設置する。導標は、耐久性があり、史跡の景観にふさわしい意匠とする。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-1）

1-2 A-2：第2切通エリア

（1）エリアの概要

第2切通とその北側に続く切通道からなるエリア。本質的価値を構成する要素の一つである第2切通を内包し、切通道と尾根道の繰り返しからなる切通の雰囲気をよく残すエリアである。

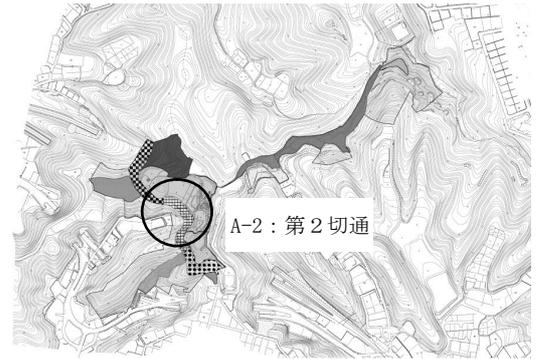


図4-2 A-2エリア位置図

表4-2 A-2エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主な要素	整備の対象となる遺構
歴史空間 ゾーン A区 切通	A-2： 第2切通	①歴史的な人為的地形 （切通道、やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	地上一切通 地下－該当なし

（2）エリアの現状

第2切通は崖面の高さがそれほど高くないため、通行者への危険性はそれほど高くないものの、崖面の風化が進行しており保存対策が必要である。第2切通の北側には、まんだら堂やぐら群エリアへ通じる階段との分岐点がある。さらにその北側へ進むと、東側にはまんだら堂やぐら群エリアが一段高い平場を構成し、西側の斜面下の火葬場を見下ろす尾根道となり、第3切通へ続く。



写真4-5 第2切通：東側崖面



写真4-6 第2切通：西側崖面

（3）整備のコンセプト

第2切通は、歴史的空間を体感できるよう、遺構を保存し、通行の安全を確保する。

（4）整備の具体的な内容

第2切通エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 第2切通には、遺構であることを明示する銘板（名称板）と保存を喚起する注意札を設置する。
銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする。（⇒体系分類 1-1-1）
- 第2切通において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2) 復旧

- 第2切通は、劣化及び風化の進行を防止又は抑制するために必要な強化撥水工、亀裂充填工等の保存処理工事を実施する。保存処理の詳細については、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）
- 遺構保存の観点から、切通に悪影響を与えている樹木は伐採する。伐採した樹木は、枯死した後根の除去工事を実施する。（⇒体系分類 2-1-2）

3) 環境基盤整備

- 第2切通エリアも、第1切通エリア同様、切通道の雰囲気を体感できるよう、現道を活かした整備を行うが、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所には、通行者の歩行の安全性と快適性を確保するため、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を実施する。（⇒体系分類 3-1-2）
- 切通の景観を損なわないよう、悪影響を与えている樹木の間伐や枝払い、下草の定期的な草刈りを行う。（⇒体系分類 3-2-1）

4) 遺跡の表現整備

- 地上に表出している切通道の露出展示を行う。（体系分類 4-2-1）
- 切通道は、開鑿され続けて現在の形状となっているため、現在の岩盤面が最も新しい時期の路面であり、それ以前の遺構は埋蔵されていない。そのため、地下遺構の表現整備は行わない。
- 来訪者の理解を助けるため、第2切通に、遺構について解説する説明板を設置する。説明板の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 園路は、既存の通行路（切通道）を活かし、通行者の安全性を確保するための整地及び転落防止柵の設置等の補修を行う。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- まんだら堂やぐら群入口への分岐点には、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標を設置する。導標は、耐久性があり、史跡の景観にふさわしい意匠とする。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-1）

1-3 A-3：第3切通エリア

（1）エリアの概要

第3切通とその北側に続く切通道からなるエリア。

本質的価値を構成する要素の一つである第3切通を内包し、切通道と尾根道の繰り返しからなる切通の雰囲気をよく残すエリアである。

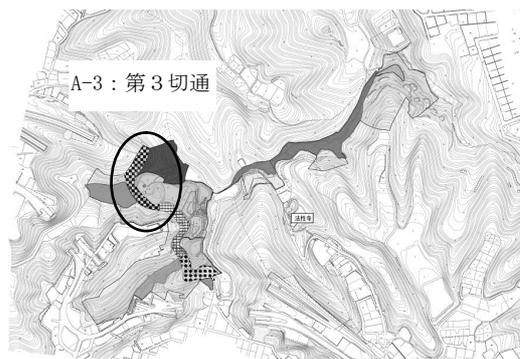


図4-3 A-3エリア位置図

表4-3 A-3エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主な要素	整備の対象となる遺構
歴史空間 ゾーン A区 切通	A-3： 第3切通	①歴史的な人為的地形 （切通道、やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	地上一切通、やぐら 地下－該当なし

（2）エリアの現状

第3切通とその北側に続く切通道からなるエリア。第3切通も第2切通と同様に、通行者への危険性はそれほどないものの、崖面の風化が進行しており保存対策が必要である。第3切通の西側には、東平場や大切岸方面へ通じる通行路との分岐点があり、さらにその先に西平場が位置する。さらにその北側へ進むと切通は下り道となり、鎌倉市大町に出る。



写真4-7 第3切通（東から）



写真4-8 分岐点付近



写真4-9 第3切通：北側崖面



写真4-10 第3切通：南側崖面

（3）整備のコンセプト

第3切通は、歴史的空間を体感できるよう、遺構を保存し、かつ、通行の安全を確保する。

（4）整備の具体的な内容

第3切通エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 東平場・大切岸方面への分岐点付近には、史跡の範囲であることを明示し、来訪者に遺跡の保護を意識させるための標識、説明板を設置する。標識は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（文化財保護委員会規則第七号）により、石造（金属、コンクリート、木材、その他石材以外の材料も可）とし、史跡の名称、文部科学省の文字、指定の年月日、建設年月日を記載することが定められている。保存のための管理における説明板には、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（文化財保護委員会規則第七号）により、史跡の名称、指定年月日、指定理由、説明事項、注意事項、指定範囲を示す図面を記載することが定められている。本史跡においては、総合案内板との兼用を考える。（⇒体系分類 1-1-1）
- 第3切通には、遺構であることを明示するための銘板（名称板）と保存を喚起するための注意札を設置する。銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする。（⇒体系分類 1-1-1）
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様は、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）
- 第3切通において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2) 復旧

- 第3切通では、劣化及び風化の進行を防止又は抑制するために必要な強化撥水処理工、亀裂充填工等の保存処理を実施する。保存処理の詳細については、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）
- 遺構保存の観点から、切通に悪影響を与えている樹木は伐採する。伐採した樹木は、枯死した後に根の除去工事を実施する。（⇒体系分類 2-1-2）

3) 環境基盤整備

- 第3切通エリアも、第1・第2切通エリア同様、切通道の雰囲気を体感できるよう、現道を活かした整備を行うが、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所には、通行者の保工の安全性と快適性を確保するため、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を実施する。（⇒体系分類 3-1-2）
- 切通の景観を損なわないよう、悪影響を与えている樹木の間伐や枝払い、下草の定期的な草刈りを行う。（⇒体系分類 3-2-1）

4) 遺跡の表現整備

- 地上に表出している切通道は、露出展示を行う。（体系分類 4-2-1）
- 切通道は、開鑿され続けて現在の形状となっているため、現在の岩盤面が最も新しい時期の路面であり、それ以前の遺構は埋蔵されていない。そのため、地下遺構の表現整備は行わない。
- ただし、大切岸方面への分岐点付近にある大きな岩塊については、置き石説、崖面から落石したやぐらの一部という説等があるが、考古学的な検証がなされていないため、発掘調査を実施し、その性格を明らかにした上で、整備方法を検討する必要がある。
- 来訪者の理解を助けるため、第3切通に遺構について解説する説明板を設置する。説明板の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 園路は、既存の通行路（切通道）を活かし、通行者の安全性を確保するための整地及び転落防止柵の設置等の補修を行う。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 東平場・大切岸方面への分岐点には、来訪者に指定地全体の情報を提供するための総合案内板、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標を設置する。総合案内板は、史跡の景観にふさわしい意匠とし、来訪者が体勢を変える必要がなく、自然な目線で見えるものが望ましいため、高さは80～150cm程度の間で設定する。また、本史跡の整備は、公開・活用の優先度に応じて順序だてて実施していくため、便益施設の追加や公開エリアの拡大が考えられる。そのため、案内板は、このような指定地内の変化に対応でき、取替えが可能なものとする。導標は、耐久性があり、史跡の景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2. 歴史空間ゾーン「B：まんだら堂やぐら群」

2-1 B-1：まんだら堂やぐら群エリア

（1）エリアの概要

A～C群、F群、G群やぐら（図4-5参照）が分布しており、やぐらが最も集中しているエリア（D群やぐらはE-1：緑地帯エリア、E群やぐらはB-2：東平場エリアに分布）。史跡内の公開活用を考える際、最も中心的なエリアの一つである。

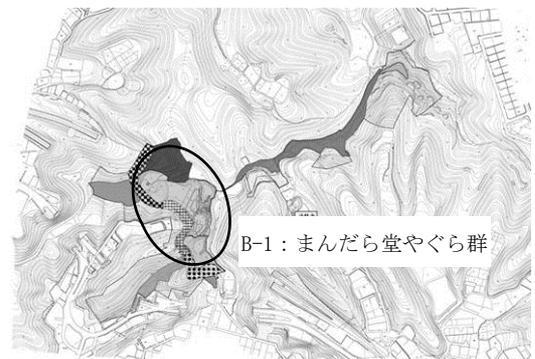


図4-4 B-1エリア位置図

表4-4 B-1エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構
歴史空間ゾーン B区 まんだら堂やぐら群	B-1： まんだら堂やぐら群	①歴史的な人為的地形（やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構等） ④埋蔵遺物（現位置を保った石塔類等）	地上－やぐら、平場 地下－やぐら、火葬址、柱穴、切石敷遺構等

（2）エリアの現状

やぐらは、岩盤の崖面を四角く掘削して造られた遺構で、中に五輪塔等の石塔を安置して供養する、鎌倉独特の葬送関連遺構である。まんだら堂やぐら群エリアは、100基程度はやぐらが雛壇状に平場を取り囲むように分布しており、やぐらと前面平場の関係が一望できる稀有の地域である（図4-5参照）。一方で、これらの

やぐらは、亀裂に富んだ岩盤に掘られているため、経年変化や樹根の影響による風化及び劣化が進行し、早急な対策が必要なものも多く見られる。また、本来はやぐら内に設置されていた石塔類が、やぐらの外で野ざらしとなっており、これらの保管方法が課題となっている。

まんだら堂やぐら群のうち、A群・B群やぐらの前面平場では、平成13年度の発掘調査により火葬址、柱穴などが確認されている。また、平成18年度に実施されたやぐら前面の盛土帯の確認調査では、現在地上に表出しているやぐらの一段下に、埋没しているやぐらがもう一段あることが確認

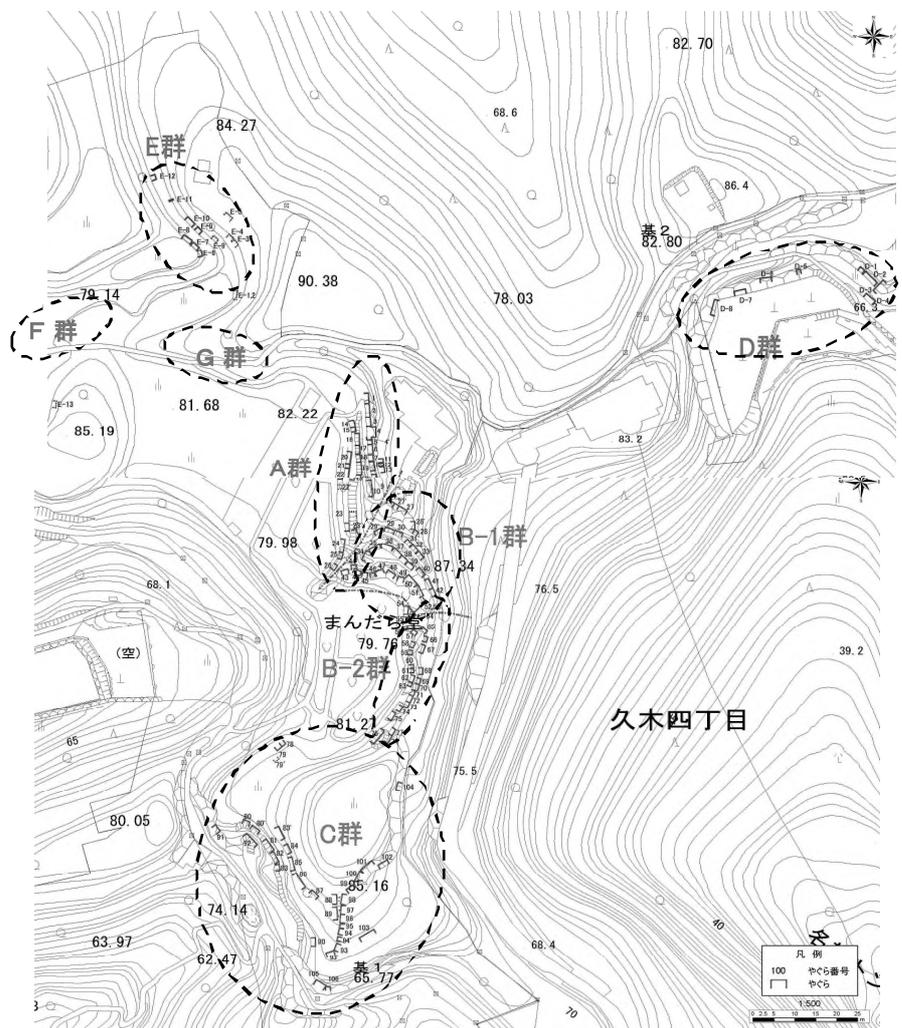


図4-5 やぐらの分布位置図

された。しかし、平場に分布する遺構の全体像がまだ十分にわかっていないため、まんだら堂やぐら群における平場とやぐらの関係は不明である。

当エリアは、以前の所有者による大がかりな地形改変や構造物の設置が行われており、平成18年度の発掘調査によって、A群・B群やぐら前面の盛土帯も現代の造成であることが確認されている。エ

リアの公開のための整備においては、これらの建造物の解体撤去及び地形復元が重要な項目の一つとなっている。また、以前は、元の所有者によって四季折々の花が植えられ、アジサイやショカツサイ、花ショウブなどの名所として公開され、多くの観光客が訪れていた。現在は、やぐらが崩壊の危機に瀕しているため、史跡の保護と安全性の確保の観点から、簡易な番線柵と急峻な地形によって囲まれて、閉鎖されている。しかし、閉鎖された後も花の観賞を目的とした来訪者が後を絶たず、一刻も早い公開が望まれており、公開の際の整備方法が大きな課題である。また、柵が比較的簡易なものであることから、不法侵入者も多く、設備や作業機材に対する悪質ないたずらや盗難、損壊が絶えない状況にある。このような状況は、史跡保護の面からも好ましいものではなく、早急な対策が望まれる。



写真4-11 A群やぐら前面平場



写真4-12 B群やぐらと前面平場



写真4-13 C群やぐら西面



写真4-14 C群やぐら南面

（3）整備のコンセプト

まんだら堂やぐら群エリアは、地上に表出しているやぐらの保存を最優先し、早急な対策の必要なやぐらから順次保存処理工事を進める。そして、やぐらの保存処理工事が終了したエリアは、短期整備終了後の平成22年春から公開する。

当面は、構築物の解体撤去、平場の環境基盤整備、公開活用及び管理運営のための施設の整備等を進めるとともに、遺構表現のための情報収集を目的とした学術調査を継続的に進め、第2期整備において平場の地下遺構の表現整備を行う。ただし、試掘調査で確認された地下に埋蔵されているやぐらについては、現状のまま地中で保存することとし、露出展示等の表現は行わない。

（4）整備の具体的な内容

まんだら堂やぐら群エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- まんだら堂やぐら群（A群・B群）には、来訪者の通行に伴う遺構の損傷を防止するため、遺構であることを明示する銘板（名称板）と、保存を喚起し立ち入りを制限する注意札を設置する。銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする（詳細は、「4）遺跡の表現整備」参照）。（⇒体系分類 1-1-1）
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）
- まんだら堂やぐら群エリアの周囲には、遺構の保存と管理のための囲い柵と門扉を設置する。囲い柵は、目的、地形、今後の整備方針等に応じて、表4-5のように設置する。（⇒体系分類 1-1-1）

表4-5 まんだら堂やぐら群に設置する囲い柵の考え方

目的	期待される効果	設置場所（地形）	仕様・整備イメージ
侵入防止	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者を完全にシャットアウトすること ・地下遺構に影響がなく、かつ切通の景観を損なわないこと 	C群やぐら下西側（斜面）	生垣植栽*1（図4-6参照）
	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者を完全にシャットアウトすること ・地下遺構に影響がなく、後に発掘調査を実施する際に移動可能であること 	無縁仏供養塔のある平場（平地）	可動式フェンスと植栽の併用*2（図4-7参照）
転落防止	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア内の見学者の安全確保 	入り口北側（平地）	ロープ柵 
エリア境界の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち入りを制限するエリアの明示 	上記以外の範囲（斜面）	メッシュフェンス 

***1 C群やぐら下西側（生垣植栽）**

C群やぐら下に関しては、現在最も侵入者が多い場所の一つであることから、悪質な侵入者を完全にシャットアウトする早急な対策が求められていた。そこで、今年度（平成18年度）侵入者が入りやすい第1切通側の16mの範囲について、侵入防止柵を設置した。具体的には、地下に埋蔵されている遺構に影響を与えないことを前提として、図4-6に示すような盛土と生垣による方法とした。なお、第2切通側の約10mの範囲についても、今年度の施工結果を踏まえ、同様の生垣植栽を設置する。

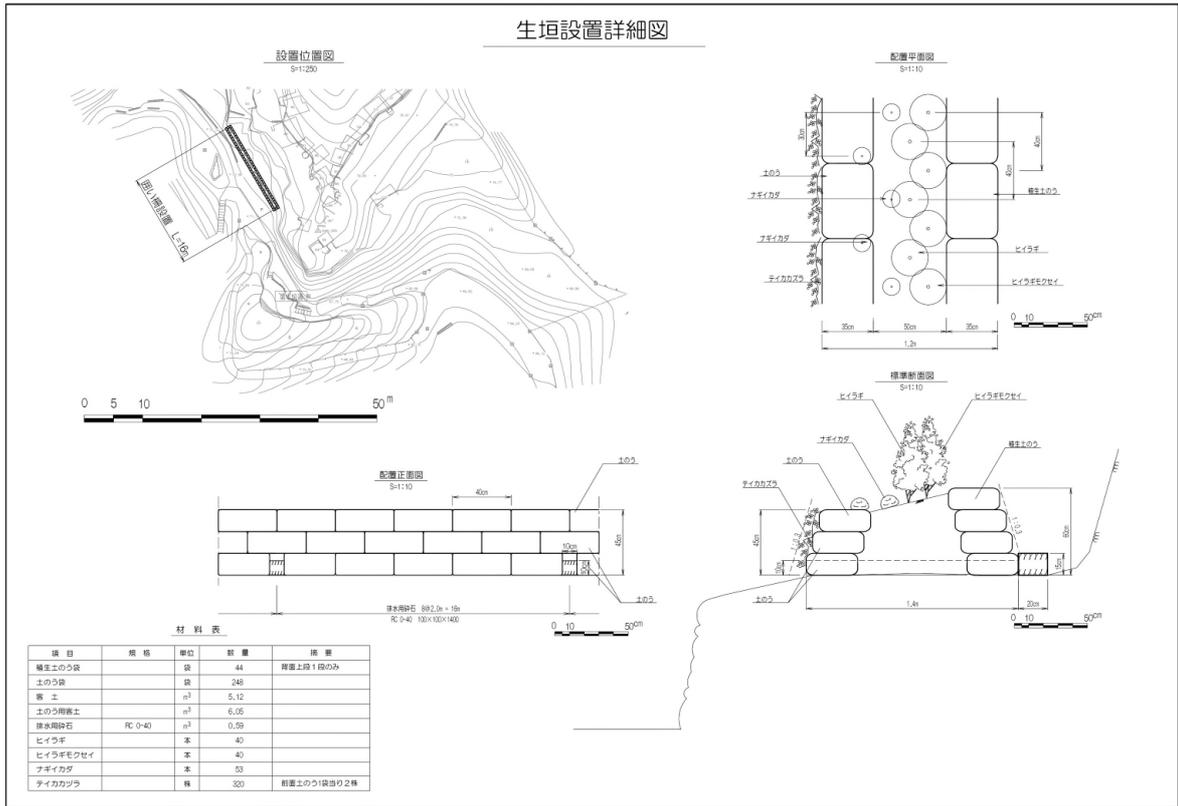


図4-6 生垣植栽の仕様案

***2 無縁仏供養塔のある平場（可動式フェンス、既設園路の変更）**

無縁仏供養塔のある平場は、C群下に次いで侵入者が多い場所であることから、悪質な侵入者を完全にシャットアウトする対策が必要である。そこで、平場を囲む約40mの範囲について、侵入防止柵を設置する。具体的には、地下に埋蔵されている遺構に影響を与えないこと、今後の発掘調査対象エリアの一つであることを考慮して、図4-7に示すようなメッシュフェンスとふとんかごを組み合わせた可動式の柵を用いる。なお、メッシュフェンスにはノイバラなどを這わせ、景観に配慮する。

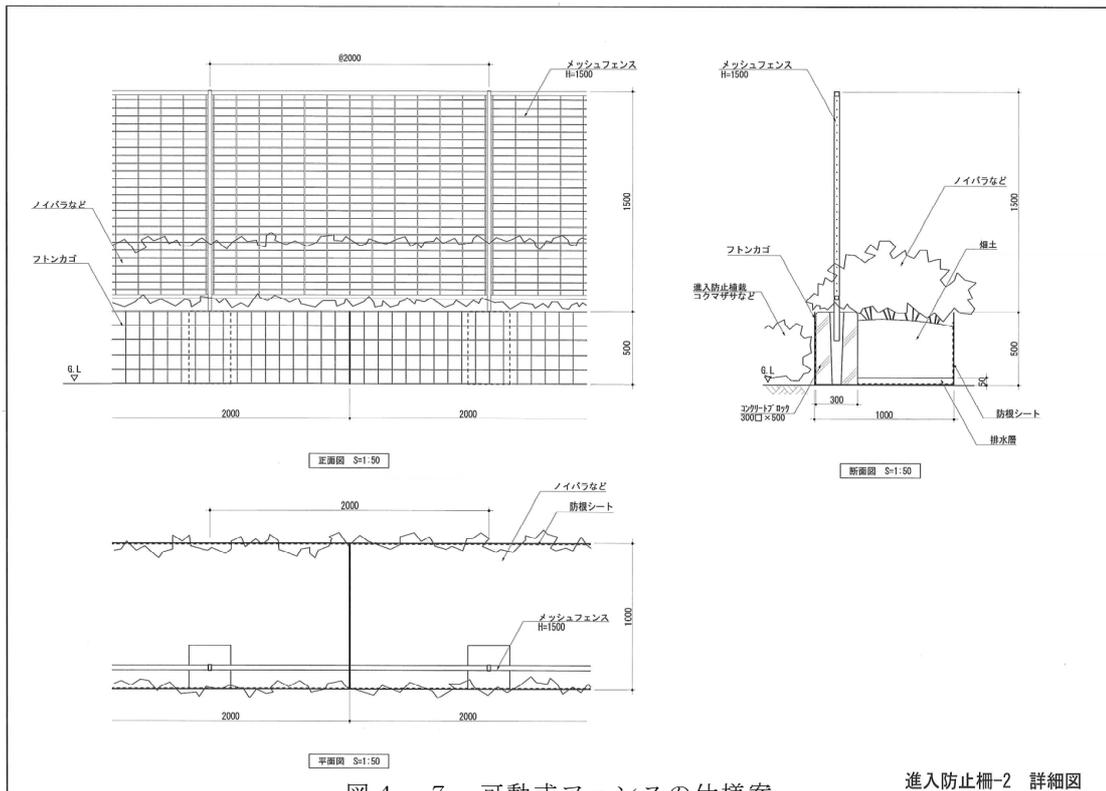


図4-7 可動式フェンスの仕様案

- やぐらにおいて、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2) 復旧

2)－1. 遺構

- 地上に表出しているやぐらは、遺構の劣化及び風化の進行を防止又は抑制するために必要な、亀裂充填工、強化撥水処理工等の保存処理工事を実施する。やぐらの保存処理の詳細については、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）
 - ・具体的には、保存処理対象やぐら 48 基のうち、短期整備における整備対象エリアである A 群・B 群やぐらにおいて、保存処理工事が早急に必要な緊急性が高ランクのやぐら 14 基（特殊形状やぐらを含む）と高ランクやぐらと一体的な保存処理工事が必要な中ランクのやぐら 1 基の計 15 基について、短期整備中に工事を完了する。
 - ・それ以外の保存処理対象やぐら 33 基は、第2期整備以降に保存処理工事を実施する。



写真 4-15 やぐら群



写真 4-16 やぐら群近景（伐採前）

- 地下に埋蔵されているやぐらや柱穴、火葬址等の遺構は、必要最低限の発掘調査を実施した後、埋め戻して保存する。（⇒体系分類 2-1-1）
- やぐらに悪影響を与えている樹木の伐採は、既に実施済みである。今後は経過を観察し、必要に応じて追加で伐採を行う。伐採した樹木は、枯死した後に根の除去工事を実施する。（⇒体系分類 2-1-2）
- 復元修理は、現段階では具体的な実施の予定はないが、第2期整備ではやぐらの天井・柱・壁の復元修理を実施する可能性が残る。（⇒体系分類 2-2-2）

2)－2. 遺構に付随する石塔類

- やぐらの内部に設置されている石塔類は、原位置を保持している可能性があるため、そのやぐらが保管に適していることを確認した上で、現位置から動かさず、当面そのやぐら内に保管する。ただし、天井や側壁が損壊している等の理由により保管に適していないやぐらには、石塔

類を保管しないこととし、近くのやぐらに移設する。（⇒体系分類 2-1-1）

○やぐらの外部で野ざらしとなっている石塔類は、原位置から動かされている可能性が高く、本質的価値を有していないことから、いったん集積し、最適な組合せを検討して組み直した後、やぐら内部に設置する。ただし、部位が不明であったり、組合せが合わないため、やぐら内部に設置できないものが生じた場合には、当面の応急対策として、地中に埋めて保管することとする。一方、平成 18 年度の石塔調査で新規に確認された石塔の集中箇所については、埋没しているやぐらと伴出していることから、このやぐらに設置されていた石塔類であり、原位置を保持している可能性が高いと判断し、現位置から動かさず、そのまま地中に埋めて保管することとする。なお、当該エリアについて、これ以降、F 群やぐら付近、G 群やぐら付近と呼ぶこととする（位置は、図 4-5 参照）。保管方法の詳細は、「第 5 章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）



写真 4-17 やぐら内部の石塔類



写真 4-18 やぐら外部の石塔類



写真 4-19 F 群やぐら付近の石塔類



写真 4-20 G 群やぐら付近の石塔類

3) 環境基盤整備

- まんだら堂やぐら群エリアにおける造成（盛土・切土）は、地形復元の目的で実施するため、「4) 遺跡の表現整備」の項目に示す。（⇒体系分類 3-1-1）
- まんだら堂やぐら群エリア内には、以前の所有者によって造られた現代の建造物や工作物（木造家屋、物置、トイレ跡、貯水用の浴槽、木柱等）が放置された状態にある。これらは、史跡の景観としてふさわしくないため、平成 21 年度に実施するエリア内の整備にあわせて、解体撤去する。なお、B-2: 東平場エリアの北東部にも、自然神社に関する建造物が残っているため、

これらもまんだら堂やぐら群エリア内の解体撤去に合わせて撤去する。解体撤去の対象となる構築物の分布図を図4-8に示す。

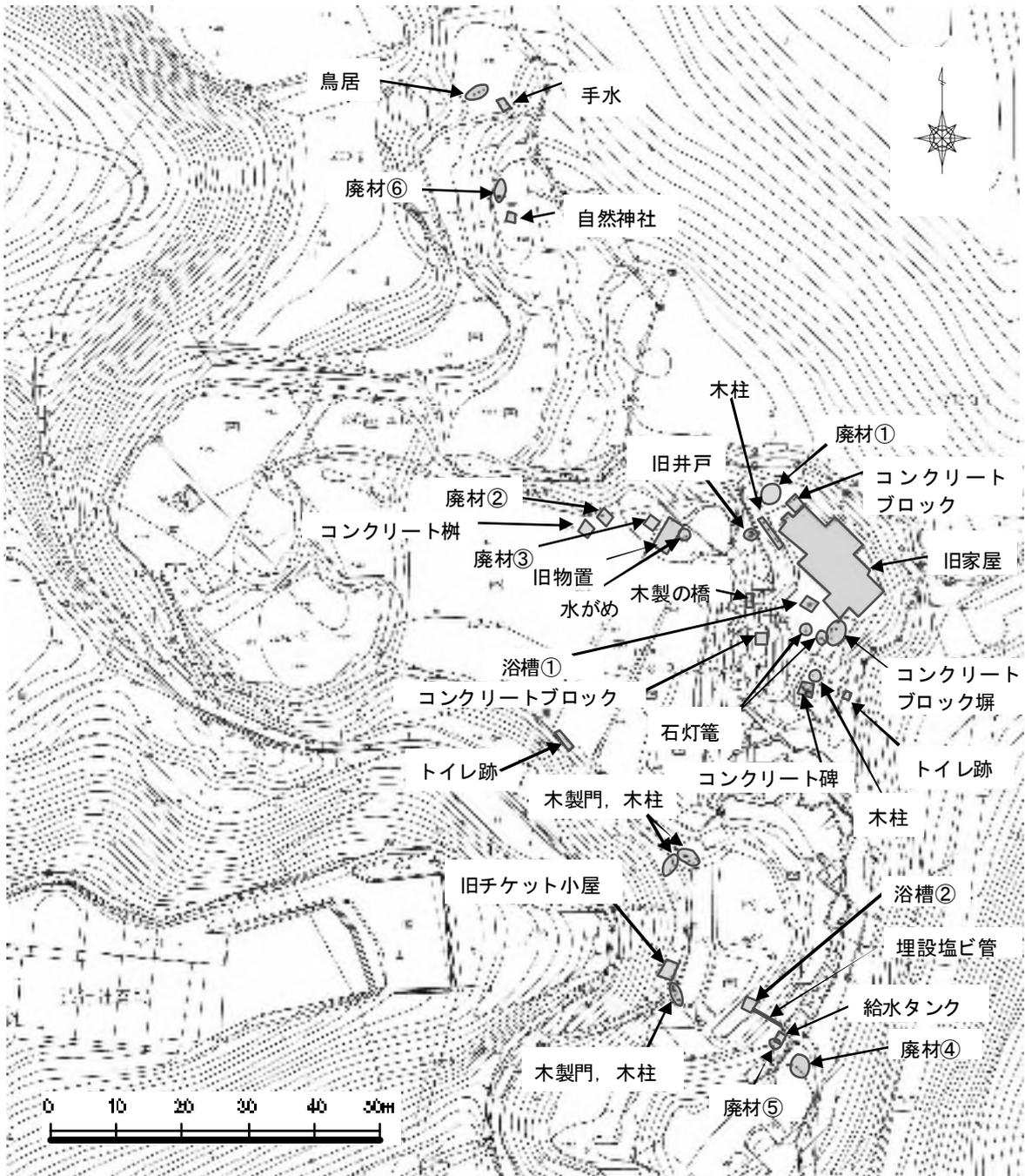


図4-8 撤去対象構築物分布図

○来訪者がやぐら群の雰囲気を感じることができるように、敷き砂利等によって通路を整備する。通路の設置位置については、来訪者の安全確保、遺構の保存の観点から平場のみとする（やぐらの上は通行させない）。併せて、雨水等の表流水が通路を流れたり敷地内に滞留することのないよう、側溝、暗渠等の排水対策を行う。（⇒体系分類3-1-2）

○やぐら群の目前に植樹され来訪者の視線を遮っている樹木については伐採し、やぐらが雛段状

に連なるまんだら堂やぐら群特有の景観を確保する。（⇒体系分類 3-2-1）

- ・ A群前面平場 …モクレン以外の樹木
- ・ B群前面平場 …ウメ（紅白）及びイチョウ以外の樹木

○A群前面平場の西側に続く一連の平場及びC群上ビューポイントは、来訪者にとって快適な空間として活用するため、下草の定期的な草刈りを行う。（⇒体系分類 3-2-1）



写真 4-21 A群前面平場（定期的な草刈りの対象範囲） 写真 4-22 B群前面平場（草本植栽の対象範囲）

○入口を入って西側の囲い柵沿いには、低木植栽を行って柵を遮蔽し、来訪者が違和感を覚えないうように配慮する。（⇒体系分類 3-2-1）

○A群・B群前面平場は、草本類による植栽を行い、来訪者が四季折々の変化を楽しめる空間とする。（⇒体系分類 3-2-1）

○A群・B群やぐら直前には、低木や草本類を植栽し、土砂の流出防止、ならびに、やぐらへの立ち入り防止を図る。（⇒体系分類 3-2-1）

上記の3項目について、植栽候補として考えられる植物の一覧表を表 4-6 に、写真を写真 4-2 3 に示す。

表 4-6 植栽候補植物一覧表

場所	植栽候補として考えられる植物	
入口を入って西側の囲い柵沿い	低木	ヤマツツジ、ヤマブキ、ヒサカキ など
A群・B群前面平場	草本類	リンドウ（春咲き、秋咲き）、シャガ、フィリアマドコロ、ヤマユリ、ヤブカンゾウ、キチジョウソウ、ホトトギス、キキョウ、ヤブラン、ヒガンバナ など
A群・B群直前の盛土帯	低木	コグマザサ、ヤブコウジ など（法面）
	草本類	カンゾウ、ツワブキ、シャガ、アジサイ など（平地）



コグマザサ(出典⑤)



ヤブコウジ(出典④)



アジサイ(出典③)



ヤマツツジ(出典④)



ヤマブキ(出典④)



ヒサカキ(出典③)



ノカンゾウ(出典①)



ヤブカンゾウ(出典①)



ツブキ(出典②)



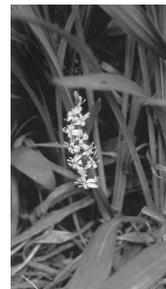
シヤガ(出典①)



ヤマユリ(出典①)



フィリアマドコロ(出典⑤)



キチジョウジソウ(出典①)



ホトギス(出典①)



リンドウ(出典②)



キキョウ(出典②)



ヒガンバナ(出典①)



ヤブラン(出典①)

写真4-23 植栽候補植物写真一覧

注:植物の出典は以下のとおり

- ①日本の野生植物 草本Ⅰ 平凡社 ②日本の野生植物 草本Ⅲ 平凡社 ③日本の野生植物 木本Ⅰ 平凡社
 ④日本の野生植物 木本Ⅱ 平凡社 ⑤群馬大学植物園HPより

4) 遺跡の表現整備

○大規模なやぐらの内部に小規模のやぐらが放射状に2段分布する特殊形状のやぐら（通称 No.23 やぐら、以下「特殊形状やぐら」という。）の前面の盛土上には、やぐら群が分布するやせ尾根から落盤した大きな岩塊が複数点在し、特殊形状やぐらの入口部分を閉塞している。これらの落石については、人力で容易に動かせるものは除去し、大掛かりな破碎作業等を要するものは遺構に影響を与えかねないため、そのまま置いておくこととする。（⇒体系分類 4-1-1）



写真4-24 特殊形状やぐら前面の岩塊

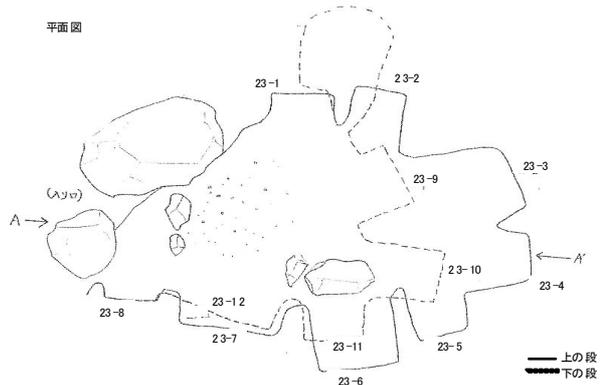


図4-9 特殊形状やぐら平面図

○A群・B群前面の盛土帯は、平成18年度の発掘調査で現代の造成であることが確認されたことから、発掘調査を実施し、その結果に基づき、遺構面の保護層を設けた上で中世の地形に近い形状に復元する。その際、発掘調査で最下段のやぐらが確認された場所については、やぐらが露出しないよう十分な保護層を設けるとともに、緩やかなスロープ状に前面平場の高さにしり合わせる。盛土帯から除去した土は、やぐら前面平場の遺構保護層として利用する。盛土除去の考え方を図4-10に示す。（⇒体系分類 4-1-1）

■ 盛土除去の手順

- ① 盛土帯下に埋蔵している遺構の確認のための発掘調査を実施する。
- ② 発掘調査により、盛土帯の下に埋蔵している中世の遺構面を確認する。
- ③ 調査が終わったら、遺構面を養生し埋め戻す。
- ④ 埋め戻す際は、中世の遺構面の形状に合わせることを基本とし、スロープ状に盛土する。

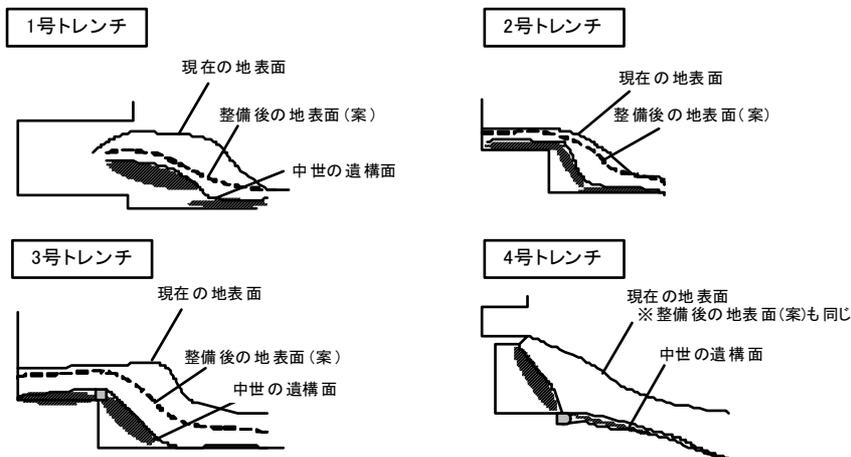


図4-10 平成18年度のトレンチ断面図における盛土除去の考え方

- 植生復元は、現段階では具体的な実施の予定はない。今後、学術調査を継続的に実施し、その結果を踏まえて第2期整備で実施を検討する。
- 地上に表出しているやぐらは、露出展示を行う。（⇒体系分類 4-2-1）
- 地下に埋蔵している遺構は、試掘調査により、A群・B群やぐら前面の平場で、建物跡（柱穴）や火葬址等が確認されているが、平場全体の利用形態がわかっていない。そのため、遺構展示、遺構表示、復元展示、野外展示施設については、今後学術調査や文献調査等を実施し、その結果を踏まえて、地下遺構の性格を明らかにし、第2期整備で実施を検討する。（⇒体系分類 4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-3-2）
- 来訪者の理解を助けるため、やぐら群（A群・B群）、C群やぐら上のビューポイントに、遺構や発掘調査の成果等について解説する説明板を設置する。説明板は、史跡の景観にふさわしい意匠とし、遺構等を眺める際、視界を遮らないよう、上から覗く形のもの等も検討する。また、まんだら堂やぐら群エリアの平場に埋蔵されている遺構については、まだ不明な点が多いことから、説明板は発掘調査の成果等に応じて、取替えが可能なものとする。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

5) - 1. 園路・広場

- 切通道から東平場・大切岸方面へ通じる園路は、①現在の通行路下の斜面にやぐらの奥壁が確認されたこと、②第3切通東側の平場は、まんだら堂やぐら群に関連する平場である可能性が高く、今後、埋蔵されている遺構の全面的な発掘調査を実施する可能性が高いこと、などの理由により、平場のきわから東平場の最上段の平場を通り、現在の通行路へ戻るルートに変更する。平場の縁側には、通行者の安全性を確保するため、転落防止柵を設置する。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）

- 切通道からまんだら堂やぐら群エリアの出入口へ通じる階段は、現在のルートを活かし、階段の補修や手摺りの設置等を行う。階段及び手摺りは、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）



写真 4 - 25 まんだら堂やぐら群出入口階段の現状

- A・B群前面の平場は、広場として活用できるよう整地し、広場内には、回遊しながらやぐらを眺望できる園路を整備する。（⇒体系分類 5-1-1）
- やぐら全体を眺望できるビューポイントを整備する。ビューポイントの周縁部には、来訪者の安全性を確保するための転落防止柵を設置する。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）

5)－2. その他の施設

- 階段を上がりきったエリアの入り口付近には、来訪者がエリア内を効率よく回ることができるよう、エリアの案内板を設置する。エリアの案内板は、史跡の景観にふさわしい意匠とし、来訪者が体勢を変えることなく、自然な目線で見えるものが望ましいため、高さは80～150cm程度の間で設定する。また、まんだら堂やぐら群エリア内は、第2期整備以降、公開エリアをC群やぐら方面へ拡大する可能性があることから、案内板は取替えが可能なものとする。（⇒体系分類5-1-1）
- エリア内の園路沿いには、来訪者がゆっくりやぐらを鑑賞したり、休憩するためのベンチを設置する。ベンチは、耐久性のある材質で、地下遺構に影響を与えないものとし、かつ、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類5-1-2）
- まんだら堂やぐら群エリアの公開に際しては、来訪者の安全管理や説明、資料の用意等、日常的な維持管理等を行う管理人の常駐が必要である。また、エリア内の植栽や既存植生の維持管理のための資材置き場等も必要となる。そのため、階段を上がりきったエリアの入り口付近（現在、小屋が建っている付近）に、管理事務所と資材倉庫の機能を兼ねた管理施設を設置する。ただし、平場における遺構の表現整備の方針が決まっていないため、今後の発掘調査成果如何によっては、エリアの出入口の変更等も考えられることから、第1期整備における管理施設は、仮設的なものと位置付け、プレハブのリース等を考える。（⇒体系分類5-2-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

2-2 B-2：東平場エリア

（1）エリアの概要

E群やぐらが分布している平場とそれに連続する平場からなるエリア。当史跡において、鎌倉周縁部の防衛遺構としての機能を顕著に表しているエリアの一つである。

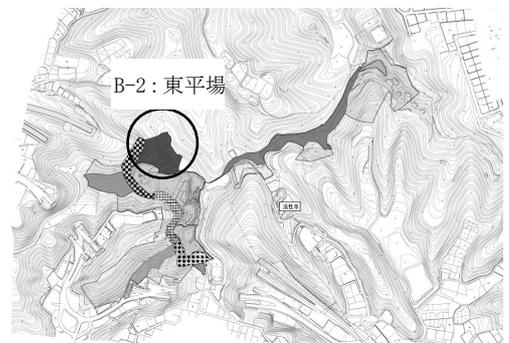


図4-11 B-2エリア位置図

表4-7 B-2エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構
歴史空間ゾーン B区 まんだら堂やぐら群	B-2： 東平場	①歴史的な人為的地形（やぐら、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（やぐら、土坑状遺構等）	地上－やぐら、平場 地下－やぐら、石切跡、土坑状遺構等

（2）エリアの現状

東平場エリアは、大切岸方面へ続く通路の北側（鎌倉側）斜面に連なる3段の平場である。2段目の平場には、E群やぐらの一部が露出しているとともに、これまでの発掘調査により、やぐらが露

出していない切岸部分にもやぐらが埋蔵されていることが確認されている。また、平場では土坑状遺構も確認されている。

現在の東平場エリアは草地となっており、草刈りをしないと、人が立ち入ることも、平場が連続する様子を見ることも困難である。また、エリアの北東部には、自然神社に関する現代の建造物が放置されており、まんだら堂やぐら群エリア内と同様、撤去が望まれる。



写真 4 - 2 6 東平場全景

（3）整備のコンセプト

東平場エリアは、短期整備が終了する平成 22 年春から、定期的な草刈りにより、鎌倉側に連続する平場と切岸の地形を顕在化させて、空間の利用形態を表現した公開を行う。また、エリア内に所在する現代の構築物は、まんだら堂やぐら群エリア内の構築物撤去にあわせて、平成 21 年度に撤去する。

第 2 期整備では、学術調査の結果を踏まえて、遺構の表現整備を行うことも検討する。

（4）整備の具体的な内容

東平場エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 来訪者の通行に伴う遺構の損傷を防止するため、平場部分には、遺構であることを明示する銘板（名称板）と下段平場への立ち入りを制限する注意札を設置する。銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする（詳細は、「4）遺跡の表現整備」参照）。(⇒体系分類 1-1-1)
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：第 1 切通エリア」の同じ項目を参照のこと。(⇒体系分類 1-1-1)
- 平場ややぐらにおいて、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、毀損の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。(⇒体系分類 1-1-2)

2) 復旧

- 東平場エリアに存在するやぐら群（E群やぐら）は、現状、半埋没状態にあり、早急な保存処理の必要性はないことから、当面現状のまま保存する。(⇒体系分類 2-1-1)
- 地下に埋蔵されている遺構は、地中での現状保存を基本とするため、必要最低限の発掘調査を実施した後、埋め戻して保存する。(⇒体系分類 2-1-1)

3) 環境基盤整備

- 東平場エリアは、当面、連続する平場と切岸の景観を顕在化させるため、定期的な草刈りによって維持管理する。ただし、第2期整備では、平場の周縁部に植栽することによって、地形をより顕在化させること等も検討する。また、現代の構築物は撤去する。（⇒体系分類 3-2-2）

4) 遺跡の表現整備

- 平場は、その形状を来訪者に理解できるように、定期的な草刈りを行い、顕在化させる。（⇒体系分類 4-1-2）
- 地上に表出しているやぐらは、当面現状のまま保存することとし、積極的な遺構の露出展示は行わない。（⇒体系分類 4-2-1）
- 地下に埋蔵されている遺構は、試掘調査により埋没しているやぐらや土坑状遺構等が確認されているが、平場全体の利用形態がわかっていない。そのため、遺構展示、遺構表示、復元展示、野外展示施設については、今後学術調査や文献調査等を実施し、その結果を踏まえて、地下遺構の性格を明らかにし、第2期整備で実施を検討する。（⇒体系分類 4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-3-2）
- 来訪者の理解を助けるため、最上段の平場に、遺構や発掘調査の成果等について解説する説明板を設置する。説明板の仕様については、「B-1：まんだら堂やぐら群エリア」の同じ項目を参照のこと。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 大切岸方面へ通じる園路は、「2-1 B-1:まんだら堂やぐら群エリア」に示したように、当エリアの最上段の平場を通る園路に変更し、利用者の安全を確保するため、園路沿いには転落防止柵を設置する。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 下草刈り等の維持管理に必要な、各平場へ下りるための管理用通路を設置する。（⇒体系分類 5-2-2）

2-3 B-3：西平場エリア

（1）エリアの概要

第3切通の西側に位置する大規模な平場とその北側に東西に延びる帯状の平場からなるエリア。鎌倉周縁部の防衛遺構としての機能を顕著に表しているエリアの一つである。

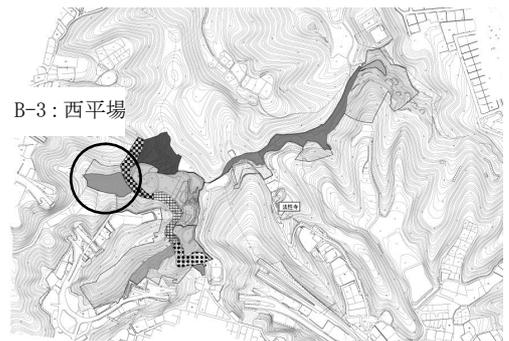


図4-12 B-3エリア位置図

表4-8 B-3エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要素	整備の対象となる遺構
歴史空間 ゾーン B区 まんだら堂 やぐら群	B-3： 西平場	①歴史的な人為的地形（平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構 （火葬址、柱穴、土坑状遺構等）	地上－平場、切岸 地下－火葬址、柱穴、土坑状遺構等

（2）エリアの現状

西平場エリアは、第3切通西側の尾根上、切通道よりも高い位置に造成された平場空間である。これまでの発掘調査により、最上部の最も規模が大きい平場では火葬址、柱穴、土坑状遺構等が確認されている。

現在は草地となっており、通常は雑草が繁茂し、草刈りをしないと、人が立ち入ることも、平場が連続する様子を見ることも困難である。



写真4-27 西平場



写真4-28 带状の平場

（3）整備のコンセプト

西平場エリアは、短期整備が終了する平成22年春から、定期的な草刈りにより、鎌倉側に連続する平場と切岸の地形を顕在化させ、空間の利用形態を表現した公開を行う。エリア内を回遊する園路、便益施設等は、長期整備終了後の平成28年春からの供用を目指し、整備工事を進める。

第2期整備では、学術調査の結果を踏まえて、遺構の表現整備を行う。

（4）整備内容

西平場エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 来訪者の通行に伴う遺構の損傷を防止するため、平場部分には、遺構であることを明示する銘板（名称板）と带状平場への立ち入りを制限する注意札を設置する。銘板等は、説明板の機能も兼ねたものとする。（詳細は、「4）遺跡の表現整備」参照）。（⇒体系分類1-1-1）
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：

第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）

- 平場において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）

2) 復旧

- 地下に埋蔵されている遺構は、地中での基本とする。第2期整備で遺構の表現整備を行うための情報収集を目的とした学術調査を実施する際は、遺構の分布状況を確認した後、埋め戻して保存する。（⇒体系分類 2-1-1）

3) 環境基盤整備

- 西平場エリアは、当面、連続する平場と切岸の景観を顕在化させるため、定期的な草刈りによって維持管理する。ただし、第2期整備では、平場の周縁部に植栽することによって、地形をより顕在化させること等も検討する。（⇒体系分類 3-2-2）

4) 遺跡の表現整備

- 平場は、その形状を来訪者に理解できるよう、定期的な草刈りを行い、顕在化させる。（⇒体系分類 4-1-2）
- 地下に埋蔵されている遺構は、試掘調査により火葬址、柱穴、土坑状遺構等が確認されているが、平場全体の利用形態がわかっていない。そのため、遺構展示、遺構表示、復元展示、野外展示施設については、今後学術調査や文献調査等を実施し、その結果を踏まえて、地下遺構の性格を明らかにし、第2期整備で実施を検討する。（⇒体系分類 4-2-1、4-2-2、4-2-3、4-3-2）
- 来訪者の理解を助けるため、大規模な平場、帯状の平場が見える位置に、遺構や発掘調査の成果等について解説する説明板を設置する。説明板の仕様については、「B-1：まんだら堂やぐら群エリア」の同じ項目を参照のこと。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 西平場エリアへの出入口部分は、斜路になっているため、来訪者の快適な歩行を助ける階段を新設する。階段は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 最上部の最も規模が大きい平場は、広場として活用できる空間をめざし、雑草の生育を抑制し、歩行空間を快適に保つことを目的とした硬化土舗装による園路を新設する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 平場の周縁部には、来訪者の安全性を確保するため、転落防止柵を設置する。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい



写真4-29 西平場の出入口部分の現状

意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）

○平場南側の園路沿いには、来訪者が休憩するためのベンチを設置する。ベンチは、耐久性のある材質で、地下遺構に影響を与えないものとし、かつ、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-2）

○帯状平場では、下草刈り等の維持管理に必要な管理用通路（階段）を設置する。階段は、地下遺構に影響を与えないものとし、かつ史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-2-2）

○施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

3. 歴史空間ゾーン「C：大切岸」

3-1 C-1：大切岸エリア

（1）エリアの概要

大切岸とそれに連なる平場と切岸が分布するエリア。当史跡において、鎌倉周縁部の防衛遺構としての機能を最も顕著に表しているエリアであり、大規模な石切遺構でもある。

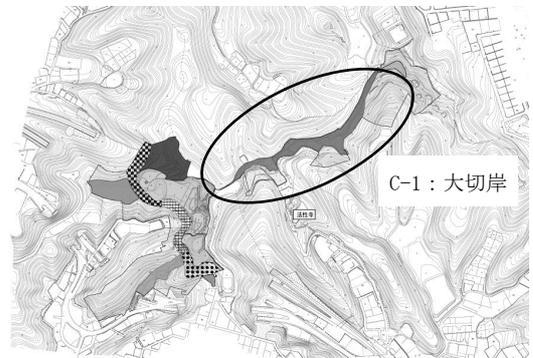


図4-13 C-1エリア位置図

表4-9 C-1エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構
歴史空間ゾーン C区 大切岸	C-1： 大切岸	①歴史的な人為的地形（大切岸、平場） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（石切遺構）	地上－大切岸、平場 地下－該当なし

（2）エリアの現状

大切岸エリアにおける現在の通行路は、崖面上を通行するルートとなっているが、一部に幅員が狭く、両脇が切り立っているところがあり、転落の危険性が指摘されている。一方、この通行路からは逗子市街が一望でき、相模湾方面の眺めもよい。したがって、安全な通行路と絶好のビューポイントを確保することは、大切岸エリアの重要な課題である。

大切岸前面平場の西半分は、一部果樹林として利用されていたため樹木が立っているが、それ以外の場所は草地となっており、現在は草刈りをしないと立ち入ることが困難であるが、整備することによって、南側に開けた空間が確保できる。一方、大切岸前面平場の東半分は、これまで人の手が入らなかったため、現在も樹林となっており、大切岸の崖面は樹木で隠されている。

大切岸は南向きの崖面であり、岩質も比較的健全な砂岩であることから、保存状態は比較的良好である。ただし、平成18年度に除草工事を行った結果、大切岸の西側の一部に大規模な亀裂が生じてい

ることが確認され、保存処理工事の必要性が指摘されている。一方、大切岸の東側は、樹木によって日照や強い降雨から守られてきたためか、保存状態はよい。

また、法性寺の墓地上段の平場は、現在は樹林となっているが、樹木の伐採や下草刈りを実施することにより、大切岸を一望でき、逗子市街や相模湾方面の眺望もよいことから、ビューポイントとしての活用が考えられる。



写真 4-30 大切岸上の通路（1）



写真 4-31 大切岸上の通路（2）



写真 4-32 法性寺墓地上段の平場



写真 4-33 法性寺墓地上段の平場から大切岸方面の眺望

（3）整備のコンセプト

大切岸は、遺構の保存を最優先とし、対策が必要な箇所の保存処理工事を実施する。

大切岸上の通路は危険であることから、大切岸前面平場に新規の園路を設置し、大切岸上の通路は廃止する。あわせて、法性寺の墓地上段の平場は、逗子市街方面及び大切岸を一望できるビューポイントとして活用する。

大切岸前面平場は、大切岸崖面の壮大さを間近で体感できる空間として、中期整備終了後の平成 25 年春からの供用を目指し、公開活用及び管理運営のための施設の整備等を進める。前面平場の西側は、現在も開けた草地であることから、市民が憩える広場として利用する。一方、東側は、樹林が大切岸の保存環境を良好に保っていることから、園路を設置する程度の整備とする。

（4）整備の具体的な内容

大切岸エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 法性寺方面への分岐点、大切岸東側の前面平場へおりの分岐点には、史跡の範囲であることを明示し、来訪者に遺跡の保護を意識させるための標識、説明板を設置する。標識及び説明板の仕様は、「A-3：第3切通エリア」の同じ項目を参照のこと。本史跡においては、説明板は総合案内板との兼用を考える。（⇒体系分類 1-1-1）
- 大切岸には、遺構であることを明示するための銘板（名称板）と、保存を喚起し立ち入りを制限するための注意札を設置する。銘板は、遺構に関する説明板の機能も兼ねたものとする（詳細は、「4）遺跡の表現整備」参照）。（⇒体系分類 1-1-1）
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）
- 大切岸において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）

2) 復旧

- 大切岸の前面平場は、市民の憩い空間として活用される計画であることから、公開するにあたっては、来訪者の安全性の確保のため、大切岸の亀裂充填工等の保存処理を行う。大切岸の保存処理の詳細については、「第5章 整備実施計画（2）－保存処理工事の詳細実施計画－」に示す。（⇒体系分類 2-1-1）
- 遺構保存の観点から、大切岸に悪影響を与えている樹木は伐採する。伐採した樹木は、枯死した後に根の除去工事を実施する。（⇒体系分類 2-1-2）

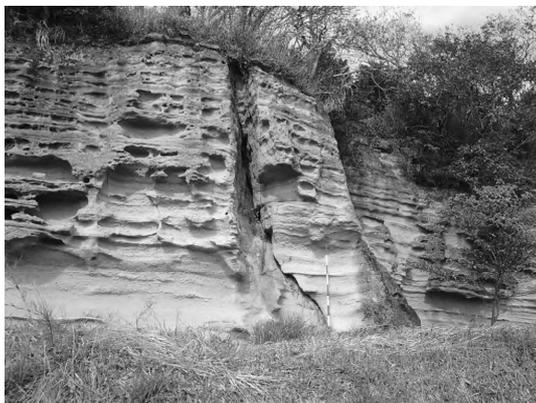


写真 4-3-4 確認された大規模な亀裂



写真 4-3-5 亀裂の近景

3) 環境基盤整備

- 既存の通行路は、現道を活かした整備を行うが、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所には、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を行う。（⇒体系分類 3-1-2）
- 大切岸前面平場の西側部分は、開けた空間として快適に活用できるよう、景観に悪影響を与えている樹木の伐採を行い、下草の定期的な草刈りを行う。（⇒体系分類 3-2-1）
 - ・ 法性寺墓地上段の平場（ビューポイント）の樹木の伐採
 - ・ 前面平場の梅林の伐採

- 大切岸前面平場の南側斜面に生えている篠竹は、地際から 1.0m程度の高さで刈りそろえ、良好な眺望を確保するとともに、来訪者の転落防止（抑制）機能も兼ねる。（⇒体系分類 3-2-1）
- 大切岸前面平場の東側部分は、樹木が大切岸の保存上有効に機能していると判断できることから、園路整備の際に不要な樹木の間伐を行う程度とする。（⇒体系分類 3-2-1）
- 大切岸前面平場の東側部分に残された樹木は、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等により、健全に維持する。（⇒体系分類 3-3-1）

4) 遺跡の表現整備

- 地上に表出している大切岸は、露出展示を行う。（⇒体系分類 4-2-1）
- 地下に埋蔵されている遺構は、地中での現状保存を基本とする。（⇒体系分類 4-2-1）
- 来訪者の理解を助けるため、大切岸前面平場に、遺構について解説する説明板を設置する。説明板は、史跡の景観にふさわしい意匠とし、遺構等を眺める際、視界を遮らないよう、上から覗く形のもの等も検討する。設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 通行者の転落防止、安全確保の観点から、大切岸上を通る現在の通行路は危険であるため、大切岸前面平場を通る園路を新設する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 鎌倉市側石廟脇の通行路も幅員が狭く、南側が切り立った崖になっていることから、通行者の転落防止、安全確保の観点から、鎌倉市側に迂回するような園路に変更する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 法性寺墓地上段の平場は、大切岸を一望でき、逗子市街及び相模湾方面の眺望もよいことから、ビューポイントとして整備する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 園路の危険な箇所及び平場の周縁部には、転落防止柵や手摺を設置する。転落防止柵及び手摺りは、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 法性寺方面への分岐点、大切岸東側の前面平場へおりの分岐点には、来訪者が指定地内を効率よく回ることができるよう、史跡の総合案内板を設置する。総合案内板の仕様は、「A-3：第3切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 5-1-1）
- 法性寺方面への分岐点、大切岸上の通行路から大切岸前面平場へおりの分岐点（石廟方面からとハイランド方面からの2箇所）には、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための道標を設置する。道標は、耐久性があり、史跡の景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- ビューポイント及び大切岸前面平場には、来訪者が休憩するための野外卓を設置する。野外卓は、耐久性のある材質で、地下遺構に影響を与えないものとし、かつ、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-2）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

3-2 C-2：石切場跡エリア

（1）エリアの概要

近代の大規模な石切場跡が地上に表出して残っているエリア。本史跡において、本質的価値を構成する遺構ではないものの、この地が近代まで石切り場として利用されてきたことを如実に示しており、その壮大なスケールは圧巻である。

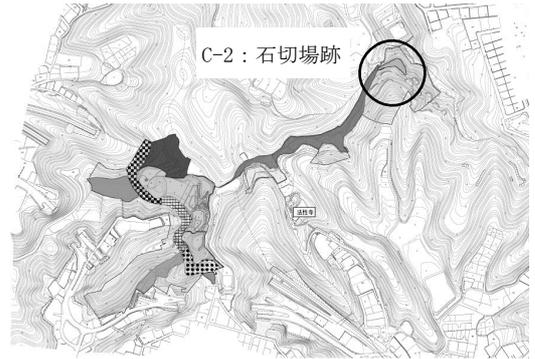


図4-14 C-2エリア位置図

表4-10 C-2エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要素	整備の対象となる遺構
歴史空間ゾーン C区 大切岸	C-2： 石切場跡	②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	地上一石切場跡 地下－該当なし

（2）エリアの現状

大規模な石切場跡が地上に表出して残っているが、その存在があまり知られていないため、来訪者はほとんどいない。掘削の痕跡等から近代の遺構と考えられているが、未調査のため詳細は不明である。外観は不安定な形状であるが、他の中世の遺構よりも新しい時期の遺構である上、周囲を樹木で囲まれて日照や強い降雨から守られているためか、保存状態はよい。現在は草地となっており、通常は草刈りをしないと立ち入ることができないエリアである。

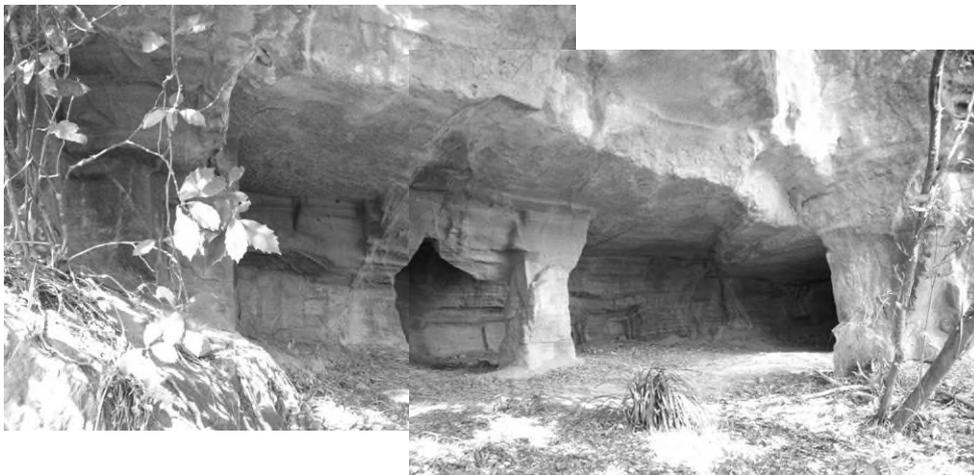


写真4-36 石切場跡全景

（3）整備のコンセプト

当面は、定期的な草刈により、エリアまでの通行路を確保し、公開エリアを維持管理する。保存状態がよいので、保存処理は行わない。平場の樹木は、遺構の保存状態を良好に保っていると考えられるため、間伐と下草刈りを行う程度とする。

長期整備終了後の平成28年春からの供用を目指し、園路や柵等の公開活用施設の整備を進める。

（4）整備の具体的な内容

石切場跡エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 石切場跡には、遺構であることを明示するための銘板（名称板）と立ち入りを制限するための注意札を設置する。銘板は、説明板の機能も兼ねたものとする。（⇒体系分類 1-1-1）
- 経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）

2) 復旧

- 石切場跡は、現状必要ないため、保存処理は行わない。（⇒体系分類 2-1-1）

3) 環境基盤整備

- 石切場跡は、樹木が遺構の保存上有効に機能していると判断できることから、公開活用する際に不要な樹木の間伐を行う程度とする。（⇒体系分類 3-2-1）
- 石切場跡の前面平場は、園路整備のために必要な樹木の伐採を行う程度とし、それ以外の樹木は残して公開活用する。そのため、倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等により、樹木を健全に維持する。（⇒体系分類 3-3-1）

4) 遺跡の表現整備

- 石切場跡は、露出展示を行う。（⇒体系分類 4-2-1）
- 来訪者の理解を助けるため、石切場跡の前面平場に、遺構について解説する説明板を設置する。説明板の仕様については、「C-1:大切岸エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 4-3-1）
- 第2期整備においては、音声解説施設の導入も検討する。（⇒体系分類 4-3-1）

5) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 大切岸上の通路と石切場跡を結ぶルートは、斜路になっているため、来訪者の快適な歩行を助ける階段を新設する。階段は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）



写真 4-37 階段新設部分



写真 4-38 大切岸上の通路からの分岐点

- 階段沿いには、来訪者の安全性を確保するため、転落防止柵を設置する。転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 大切岸上の通行路からの分岐点には、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標を設置する。導標は、耐久性があり、史跡の景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- 施設設置箇所は、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。

4. D：公開活用・管理運営施設ゾーン

4-1 D-1：小坪階段口エリア

（1）エリアの概要

国道134号線からコンクリート製の階段を登った場所に位置する大規模な平場と、そこから切通道へ通じる通行路（階段）からなるエリア。

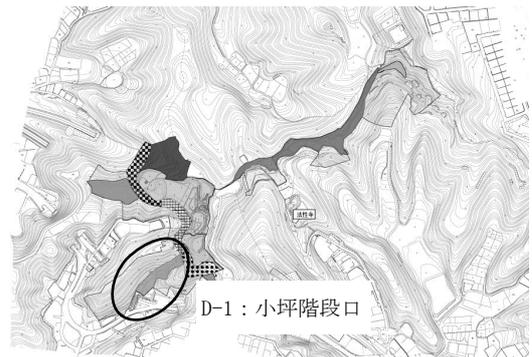


図4-15 D-1エリア位置図

表4-11 D-1エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構
D区 公開活用・ 管理運営 施設ゾーン	D-1： 小平階段口	①歴史的な人為的地形（平場） ②埋蔵遺構（未確認）	地上－該当なし 地下－該当なし

（2）エリアの現状

国道134号線からコンクリート舗装の階段（指定地外）を登ったところに位置する平場と、その平場から切通道へ通じる階段からなる。現在も歩行者用通行路として、来訪者が自由に通行することができる。平場から切通道へ通じる階段部分は、降雨時は水みちとなっている。国道沿いには、逗子駅と亀が岡団地口、あるいは鎌倉駅を往復するバスの停留所があり、車での来訪が困難な当史跡において、公開活用の際の主要な出入口として最適なエリアである。また、平場は、ある程度の広がりを持ち、水道施設（ただし、上水道のみ）及び電気施設も整備されていることから、公開活用のための施設の設置が可能である。なお、周辺の緑地帯は放置された状態にあり、公開に際しては植生管理が必要である。

（3）整備のコンセプト

中期整備終了後の平成25年春からの供用開始を目標に、メインの出入口として活用するために必要な公開・活用施設（ガイダンス広場）や便益施設（トイレ）等の設置を行う。



写真4-39 小坪階段口へ登る階段（指定地外）



写真4-40 切通道へ登る階段



写真4-41 平場全景

（4）整備の具体的な内容

小坪階段口エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 平場には、史跡の範囲であることを明示し、来訪者に遺跡の保護を意識させるための標識、説明板を設置する。標識及び説明板の仕様は、「A-3:第3切通エリア」の同じ項目を参照のこと。当史跡においては、説明板は総合案内板との兼用を考える。(⇒体系分類 1-1-1)
- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1:第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。(⇒体系分類 1-1-1)
- 本質的価値を構成する要素において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。(⇒体系分類 1-1-2)

2) 復旧 及び 遺跡の表現整備

- 小坪階段口エリアにおいては、対象となる遺構が未確認であるため、復旧及び遺跡の表現整備に関する整備は実施しない。

3) 環境基盤整備

- 便益施設は、地下遺構に悪影響を与えない方法で設置することを基本とするが、遺構に悪影響

を与える可能性がある場合は、盛土造成を行う。（⇒体系分類 3-1-1）

- 現道のうち、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所については、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を行う。（⇒体系分類 3-1-2）
- 平場の草刈りや園路周辺の樹木の間伐や枝打ちにより、植生を健全に維持する。（⇒体系分類 3-3-1）

4) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 園路は、既存の通行路を活かし、通行者の安全性を確保するための整地や階段の補修、転落防止柵の設置等の整備を行う。階段及び転落防止柵は、耐久性のある材質で、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。（⇒体系分類 5-1-1）
- コンクリート舗装の階段を登ったところに位置する大規模な平場は、史跡を散策する際のガイダンス広場として活用することを目的として、来訪者に指定地全体の情報を提供するための総合案内板、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標、通行の安全と治安維持のための外灯を設置する。総合案内板、導標の仕様は、「A-3：第3切通エリア」の同じ項を参照のこと。また、外灯は、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。設置箇所には、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-1）
- トイレ・水飲みは、極力目立たない場所に設置することが望ましいため、広場の北隅に設置する。トイレは、史跡としての景観にふさわしい意匠とし、設置箇所には事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-2）
- 上水施設、電気施設は、既存の設備を利用する方針とし、新設は行わない。ただし、下水施設は、広場まで付設されていないため、舗装階段下の道路から広場までの区間を新設する。（⇒体系分類 5-2-1）

4-2 D-2：亀が岡団地口エリア

（1）エリアの概要

本来の名越切通のルートが残存している範囲の入り口にあたるエリア。車が指定地内に入ることのできる唯一のエリアであり、かつ、史跡の主要な遺構である第1切通、まんだら堂やぐら群に最も近い入口であるため、現在は、この入り口からの来訪者が最も多い。

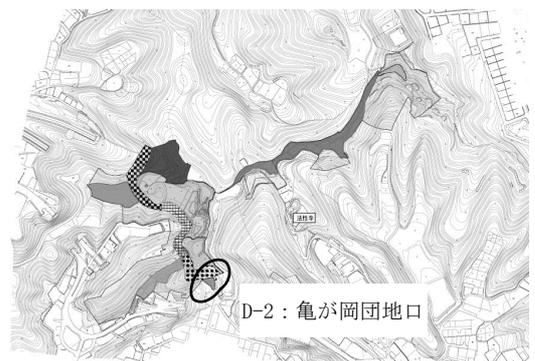


図4-16 D-2エリア位置図

表4-12 D-2エリアにおける本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主要要素	整備の対象となる遺構
D区 公開活用・ 管理運営 施設ゾーン	D-2： 亀が岡 団地口	①歴史的な人為的地形（平場） ②埋蔵遺構（未確認）	地上－該当なし 地下－該当なし

（2）エリアの現状

本来の名越切通のルートの一部で、現在は、当史跡のメインの出入口となっている。ただし、民家が隣接しているため、公開活用を考えた場合は、メインの出入口としての整備することは現実的ではない。

現在は可動式の車止めが置かれ、車両は、原則立ち入り禁止となっている。ただし、実際は第1切通手前の平場まで入ることが可能であり、維持管理や緊急時の出入口としての利用が考えられる。



写真4-42 亀が岡団地側からの入口（指定地外）



写真4-43 入口付近にある導標（指定地外）



写真4-44 入り口から第1切通の間



写真4-45 第1切通手前の平場

（3）整備のコンセプト

中期整備終了後の平成25年春からの供用開始を目標に、メインの出入口としての小坪階段口に対し、主に管理用の出入口として必要な公開・活用施設や管理運営のための施設の設置を行う。

（4）整備の具体的な内容

亀が岡団地口エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 第1切通手前の平場には、史跡の範囲であることを明示し、来訪者に遺跡の保護を意識させるための標識、説明板を設置する。標識及び説明板の仕様は、「A-3：第3切通エリア」の同じ項目を参照のこと。当史跡においては、説明板は総合案内板との兼用を考える。（⇒体系分類1-1-1）

- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）
- 本質的価値を構成する要素において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）

2) 復旧 及び 遺跡の表現整備

- 亀が岡団地口エリアにおいては、対象となる遺構が未確認であるため、復旧及び遺跡の表現整備に関する整備は実施しない。

3) 環境基盤整備

- 便益施設は、地下遺構に悪影響を与えない方法で設置することを基本とするが、遺構に悪影響を与える可能性がある場合は、盛土造成を行う。（⇒体系分類 3-1-1）
- 現道のうち、雨水等の表流水が流れ易い場所や水が滞留し易い場所については、敷き砂利、側溝、暗渠等の排水対策を行う。（⇒体系分類 3-1-2）
- 平場の草刈りや園路周辺の樹木の間伐や枝打ちにより、植生を健全に維持する。（⇒体系分類 3-3-1）

4) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 園路は、既存の通行路（切通道）を活かし、通行者の安全性を確保するための整地等の補修を行う。
- 第1切通手前の平場には、来訪者に指定地全体の情報を提供するための総合案内板、来訪者が目指す地点に適切に誘導するための導標、通行の安全と治安維持のための外灯を設置する。総合案内板、導標の仕様は、「A-3：第3切通エリア」の同じ項を参照のこと。また、外灯は、史跡としての景観にふさわしい意匠とする。設置箇所には、事前に遺構への影響を確認するための発掘調査を実施する。（⇒体系分類 5-1-1）
- 指定地の入口付近には、一般車両の進入を禁止するための車止めを設置する。（⇒体系分類 5-2-2）
- 第1切通手前の平場には、維持管理や緊急災害時のために必要な、管理車両・緊急車両用スペースを確保する。（⇒体系分類 5-2-2）

5. E区：緑地景観保全ゾーン

5-1 E-1：緑地帯エリア

(1) エリアの概要

先に述べたA～D区以外のエリア。市街地にあつて、貴重な緑地帯を残している。指定地と周辺地域の緩衝地

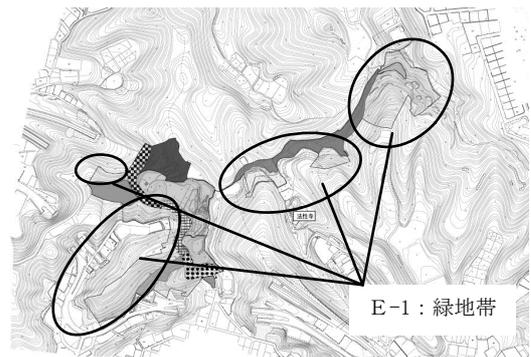


図4-17 E-1エリア位置図

帯としての役割を担っている。

表4-13 E-1区における本質的価値と整備対象遺構

ゾーン	エリア	本質的価値を構成する主な要素	整備の対象となる遺構
E区 緑地景観 保全 ゾーン	E-1： 緑地帯 エリア	①歴史的な人為的地形（平場、切岸） ②自然地形（丘陵） ③埋蔵遺構（未確認）	地上－該当なし 地下－該当なし

（2）エリアの現状

史跡指定地の西側及び大切岸周辺を主体とした緑地帯（森林）である。スタジイ、タブノキからなる常緑広葉樹林は、自然植生に近く、逗子市内でも寺社林や斜面にわずかに残存するものである。

（3）整備のコンセプト

豊かな緑地帯として、積極的に保全し、植生の適切な維持管理を行う。原則として、一般の来訪者の立ち入りを禁止する。

（4）整備の具体的な内容

緑地帯エリアにおける具体的な整備の実施内容は、以下の通りである。

1) 保存のための管理

- 指定地境界には、指定の範囲を明示する境界標を設置する。境界標の仕様については、「A-1：第1切通エリア」の同じ項目を参照のこと。（⇒体系分類 1-1-1）
- 本質的価値を構成する自然地形において、経年変化や災害によりごく軽微な毀損が発生した場合には、既存の拡大防止や復旧を目的とした応急措置を行う。（⇒体系分類 1-1-2）

2) 復旧

- 緑地帯エリアにおいては、整備の対象となる遺構が未確認であるため、復旧及び遺跡の表現整備は実施しない。

3) 環境基盤整備

- 倒木、枯木の処理、樹木の間伐や枝打ち、下草刈り等により、緑地帯（山林）を健全に維持する。（⇒体系分類 3-3-1）

4) 管理・運営及び公開活用に関わる施設の設置

- 緑地帯エリアは、現状維持を原則とし、一般の来訪者の立ち入りを禁止するため、管理運営及び公開活用に関わる施設の設置は行わない。